感対第 1533 - 2号 令和5年2月13日

医療機関各位

埼玉県保健医療部長 山﨑 達也 (公印省略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の 処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年1月6日付け厚生労働省事務連絡においては、「新型コロナウイルス 感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等 に関するガイドライン」の改正について、関係団体あてに周知がされているとこ ろです。各医療機関におかれましても、引き続き適切な運用に努めていただくた めに、改めて本県から周知いたします。

つきましては、各医療機関におかれましても、内容を御了知下さいますようお 願いします。

感染症・新型インフルエンザ対策担当TEL:048-830-3557

Email: a7500-13@pref.saitama.lg.jp